明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五七）　一
〔告示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一五八二～一五九八）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
自動車検査独立行政法人平成二十五年度財務諸表関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○経済産業省令第五十七号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十一日

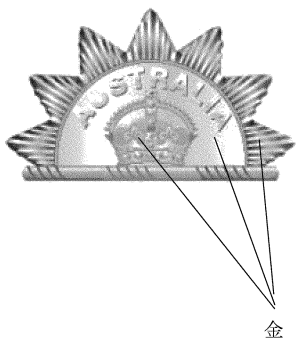
経済産業大臣　宮沢　洋一

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中オーストラリアの項に次のように加える。

オーストラリア	八　外国紋章



金